掲示文兼入札説明書 【再公募】

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※　本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、 価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。
※　本件においては、単体企業に加えて共同企業体にも参加を認めるものとする。

１　掲示日　　令和７年９月12日

２　発注者
独立行政法人都市再生機構西日本支社　支社長　　高原　功
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号

３　業務概要
(1)　件名
令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務
(2)　業務内容
仕様書による。
(3)　履行期間
契約締結日の翌日から令和８年３月６日（金）まで
(4)　履行場所
仕様書のとおり
(5)　仕様書
令和７年９月12日（金）から令和７年10月２日（木）の間、当機構のホームページからダウンロードのこと。

４　競争参加資格
(1)に掲げる資格を満たす単体企業、または(2)に掲げる資格を満たす共同企業体であること。
(1)　単体企業
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　都市再生機構西日本地区における令和７・８年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続き

開始の申し立てがなされている者については、手続きの開始後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により「役務提供」の再認定を受けていること。）
※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

③　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

⑤　平成27年度以降（平成27年４月１日から申請書及び資料の提出日まで。以下同じ。）に完了した、次に示す同種又は類似の業務（再委託等条件を問わない。）の実績を１件以上有すること。

イ　同種業務：立地適正化計画策定済（現在策定中である場合にはこれを含む。）の都市又はウォーカブル推進都市※における、まちづくり計画、構想計画又は事業スキーム等検討業務で、鳥取県内、島根県内、岡山県内を対象にした業務。

※　国土交通省ホームページ「ウォーカブル推進都市一覧」(https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/walkablecity/) を参照

ロ　類似業務：イを除く地方都市における、まちづくり計画、構想計画又は事業スキーム等検討業務

⑥　次に掲げる基準を満たす業務責任者を本件業務に配置できること。

イ　下記のいずれかの資格又は経験を有するものであること。

- 一級建築士の資格を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）による登録を行っている者
- 技術士（建設部門（都市及び地方計画、建設環境）又は総合技術監理部門（左記選択科目））の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者
- ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画部門、建設環境部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- 本件業務が該当する技術士法の技術部門（建設部門（都市及び地方計画））に技術職として従事し、当該実務経験が25年以上ある者

ロ　平成27年度以降に、⑤に掲げる業務（再委託等条件についても⑤に同じ。）に従事した経験を有する者であること。

ハ　申請書及び資料の提出期限日時点において、参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、当該関係がないことが判明した場合、虚偽の記載として取扱う。

(2)　共同企業体

①　(1)に掲げる条件（代表者たる構成員以外の者については同⑤、⑥の条件を除く。）を満たす者により構成される共同企業体であって、別紙２「共同企業体としての競争参加者の資格について」に示すところにより、当機構から本件業務に係る共同企

業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

② 共同企業体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

③ 各構成員は、その分担業務毎に担当技術者（基準は設けない）を配置すること。また、代表者たる構成員は(1)⑥に掲げる基準を満たす業務責任者を配置すること。

5　担当部署

(1)　申請書及び資料について

〒530－0001
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構　西日本支社　都市再生業務部　まちづくり支援課
TEL：06－4799－1172

(2)　令和７・８年度の一般競争参加資格について

〒530－0001
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構　西日本支社　総務部　調達管理課
TEL：06－4799－1035

(3)　入札・契約手続について

上記(2)に同じ。

6　総合評価に係る事項

(1)　総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる②の「価格評価点」と③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。
価格評価点＝30×（１－入札価格／予定価格）※小数第３位切り捨て

③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。
技術評価点＝60×技術点／技術点の満点
また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じて、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- 企業の経験及び能力
- 配置予定の業務責任者の経験及び能力
- 実施方針
- 評価テーマに関する技術提案

(2)　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と(1)③の評価項目をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得

られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3)　技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、別紙１の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

7　競争参加資格の確認

(1)　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

上記４(1)②の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４(1)②以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記４(1)②の認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記４(1)②の事項を満たしていなければならない。

この場合、下記①のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）及び添付資料を提出して、物品購入等に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→物品購入等の「随時受付」事項を参照）。

また、本件業務に係る共同企業体としての資格を得ようとする者についても同様に、別紙２「共同企業体としての競争参加者の資格について」に従い、下記②と別に、下記①のとおり事前に競争に参加する資格の審査を申請すること。

①一般競争参加資格の申請

イ　申請期間(到着期限)

令和７年９月12日（金）から令和７年９月25日（木）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前９時15分から午後５時40分まで（午前11時45分～午後０時45分除く。）

ロ　申請先

ａ一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

〒860－0804　熊本県熊本市中央区辛島町５－１日本生命熊本ビル12階　令７・８資格審査担当　（電話096-288-1652）

ｂ共同企業体としての競争参加資格審査申請書

５(1)に同じ。

ハ　申請方法

ａ一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

原則として電子メール方式による（詳細は、上記ホームページ中「電子メール申請ガイド」に従うこと。）。

上記到着期限の１営業日前正午までに５(2)まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイドに従い同午後５時40分までにロａに記載の資格審査担当から格納サイトのアドレス及びパスワード（有効期限有。）通知メールの受信を完了し、上記到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各期限を過ぎた者にあっては、本競争に参加することができない。

ｂ共同企業体としての競争参加資格審査申請書

提出場所へ一般書留郵便による郵送（上記提出期限内に必着）により行うものとし、持参又は電送によるものは受け付けない（申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に『令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務』申請希望（開札日：令和７年11月10日）と朱書きすること。）。

② 本業務の競争参加資格の申請

イ 申請書及び資料の提出期間

令和７年９月12日（金） から令和７年10月２日（木）の午前10時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）並びに、正午から午後１時の間は除く)。

ロ 申請先及び資料の提出場所

上記５(1)に同じ。

ハ 申請書及び資料の提出方法

申請書及び資料の提出方法は、提出場所へ一般書留郵便による郵送（上記提出期限内に必着）により行うものとし、持参又は電送によるものは受け付けない（申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に『令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務』申請希望（開札日：令和７年11月10日）と朱書きすること。）。

(2) 申請書は、別記様式１により作成すること。なお、結果通知の返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留分料金を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。

・一般競争参加資格登録状況

当年度に有効な物品購入等に係る一般競争参加資格の登録状況を別記様式１に記載し、有資格者名簿の該当部分に提出するか、または登録番号を記載すること。ただし、認定申請中の場合は、７(1)①ロaからの電子メールの写しを添付すること。

(3) 資料は、別記様式２～８により作成すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和７年10月22日（水）までに発送する予定である。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

③ 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

8　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（任意様式）により説明を求めることができる。

①　提出期限

令和７年10月29日（水）午後５時

②　提出場所

上記５(1)に同じ。

③　提出方法

一般書留郵便により郵送(上記提出期限までに必着)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2)　発注者は、説明を求められたときは、令和７年11月６日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由がある場合には、回答期間を延長することがある。

(3)　発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4)　発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

9　入札説明書等に対する質問

(1)　この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（任意様式）により提出すること。

①　提出期限

令和７年10月23日（木）　午後５時

②　提出場所

上記５(1)に同じ。

③　提出方法

一般書留郵便による郵送（上記提出期限までに必着）により行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2)　(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①　閲覧期間

令和７年10月28日（火）から令和７年11月７日（金）までの午前10時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）並びに、正午から午後1時の間は除く）。閲覧を希望する場合は、上記５(1)に事前に連絡の上、閲覧日時を調整すること。

②　閲覧場所

上記５(1)に同じ。

10　入札書の提出期限及び場所等

(1)　提出期間

令和７年11月６日（木）から令和７年11月７日（金）午後５時まで

(2) 提出場所

上記５(2)に同じ。

(3) 提出場所

一般書留郵便による郵送（上記提出期限までに必着）により行うものとし、提出場所への持参または電送によるものは受け付けない。

なお、入札封かん用封筒には入札書のみ封入するものとし、委任状については別封とすること。

11 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和７年11月10日（月）午前10時30分

(2) 開札場所

上記５（2）に同じ。

(3) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、入札者の立会は不要とする。

12 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 入札方法等

(1) 入札書は、入札書の提出期限までに一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

なお、郵便は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。

中封筒には、入札書のみを入れること。入札書には必要事項を記入（入札参加者が年間受任者をして入札をさせるときは年間委任状が必要（代理人の場合は委任状）である。）したものを中封筒に入れ、封をし、業務名、開札日時及び入札者名を明記すること。

表封筒は、必要事項を記入の上、上段の中封筒（及び年間委任状又は委任状）を入れ、封をすること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

なお、２回目の入札については、入札日時を別途通知するものとし、入札方法等については、１回目の入札と同様に(1)及び(2)による。

14　入札保証金及び契約保証金　免除

15　開札

開札は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行うものとし、入札者の立ち合いを不要とする。

16　入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得（機構ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/)の「入札・契約情報」にて掲載）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17　落札者の決定方法

上記６(2)による。

18　手続における交渉の有無　　無

19　契約書作成の要否等

別添契約書（案）により当機構において契約書を作成する。

20　支払条件

完成払

21　関連情報を入手するための照会窓口

５に同じ。

22　その他

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、機構ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を厳守すること。

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の業務責任者を当該業務に配置すること。

(5)　落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(機構ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000002r5-att/jni4dd0000001nad.pdf))を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。

(6)　落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(機構ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000002r5-att/lrmhph000001e87g.pdf))を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

(7)　機構が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例:会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(8)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月７日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供 及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報 提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表 させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ　機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　機構の役員経験者及び課長 相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終職名

ロ　機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　1者応札又は1者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している機構役員経験者及び課長 相当職以上経験者に係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

④　公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(9)　契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。

以　上

別紙１

技術点を算出するための基準

競争参加資格確認資料の内容については、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

<table>
<tr><th rowspan="2">分類</th><th rowspan="2">評価項目</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">評価の着目点
判断基準</th><th rowspan="2">評価
ウエイト</th></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="20">基本事項評価</td><td rowspan="17">企業の経験及び能力</td><td>業務実績</td><td colspan="2">（別記様式２）
平成27年度以降に完了した同種又は類似業務の実績について、下記の順位で評価する。
①同種業務の実績が２件ある。
②同種業務の実績がある。
③類似業務の実績がある。</td><td>①　5
②　3
③　0</td></tr>
<tr><td rowspan="15">企業独自の取組※1</td><td colspan="2">（別記様式３）
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況について、下記の認定等の区分に応じ評価する。※2</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし･プラチナえるぼし認定企業）等※3</td><td>プラチナえるぼし</td><td>2</td></tr>
<tr><td>えるぼし３段階目</td><td>2</td></tr>
<tr><td>えるぼし２段階目</td><td>2</td></tr>
<tr><td>えるぼし１段階目</td><td>1</td></tr>
<tr><td>行動計画</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="8">次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※4</td><td>プラチナくるみん認定</td><td>2</td></tr>
<tr><td>くるみん認定(R7.4～基準)</td><td>2</td></tr>
<tr><td>くるみん認定(R4.4.～R7.3基準)</td><td>2</td></tr>
<tr><td>くるみん認定(H29.4～R4.3基準)</td><td>2</td></tr>
<tr><td>トライくるみん認定(R7.4～基準)</td><td>2</td></tr>
<tr><td>トライくるみん認定(R4.4～R7.3基準)</td><td>1</td></tr>
<tr><td>くるみん認定(～H29.3基準)</td><td>1</td></tr>
<tr><td>行動計画(R7.4～基準)</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※5</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記認定等のいずれにも該当しない</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配置予定の業務責任者の経験及び能力</td><td>技術者資格</td><td colspan="2">（別記様式４）
保有する資格等について、下記の順位で評価する。
①入札説明書４(1)⑥イに示す資格等のうち、資格２つ以上かつ経歴１つに該当
②入札説明書４(1)⑥イに示す資格等のうち、資格１つかつ経歴１つに該当
③入札説明書４(1)⑥イに示す資格等のうち、１つに該当</td><td>①　5
②　3
③　0</td></tr>
<tr><td>業務実績</td><td colspan="2">（別記様式５）
平成27年度以降に完了した同種又は類似業務の実績について、下記の順位で評価する。
①同種業務の実績が２件ある。
②同種業務の実績がある。
③類似業務の実績がある。</td><td>①　8
②　4
③　0</td></tr>
</table>

技術提案※6	実施方針	業務理解度	（別記様式６、７） 実施方針（工程表、業務フロー等を含む。）について、業務の目的、条件、内容を理解したうえでの提案がなされており、その妥当性が高い場合や業務成果の品質向上に資する提案となっている場合に優位に評価する。	０～10
		実施体制	（別記様式６、７） ・人員体制（専門性・経験等を加味した配員計画等）や企業としてのバックアップ体制（ミス防止・バックアップのための組織体系や仕組等）等、業務を遂行する上で適切な実施体制の提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 なお、業務の目的が理解されておらず、実施体制や工程計画等が著しく劣る場合は評価しない。 また、業務の品質確保のために必要となる履行体制、人員確保及びバックアップ体制等が構築されておらず、業務の履行が充分になされないおそれがある場合には、欠格とする。	０～10
	評価テーマ		（別記様式８） 的確性（与条件との整合性がとれているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び実現手法を考慮し、総合的に評価する。 [評価テーマ] 地方都市の商店街エリアにおける町家の活用の検討を進める上で、留意すべき視点について	０～20
			合計	60

※1　共同企業体での申請の場合、構成員全員のうち最も低い者の技術点を採用する。
※2　複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
※3　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第９条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。
※4　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※5　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※6　記載内容が、業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合には、欠格とする。

別紙２

請 負 契 約 書（案）

１　契約の名称　　令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務
２　仕様　　別添仕様書のとおり。
３　履行期間　　令和７年　月　日から
　　令和８年３月６日まで
４　契約金額　　金　　円
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金　　円）
５　支払条件　　完成払

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する

令和７年　　月　　日

発注者　住　所　大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号
　　氏　名　独立行政法人都市再生機構西日本支社
　　支社長　高原　功　　印

受注者　住　所
　　氏　名　　印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。）。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第３条　受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第４条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（仕様書等の変更）

第５条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（業務の中止）

第６条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必

第 11 条削除

要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第７条　受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

（検査及び引渡し）

第９条　受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

３　前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

（契約金額の支払い）

第10条　受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により前条第２項又は同条第５項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第11条　受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する契約金額相当額の10分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分

払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

2　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を書面をもって発注者に求めなければならない。

3　発注者は、前項の場合において当該請求を受けた日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4　前項の場合において、検査を受けるため通常必要な経費は、受注者の負担とする。

5　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額≦第１項の契約金額相当額×９／10

6　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第12条　発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第13条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者

に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一　第２条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三　履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

四　正当な理由なく、第12条第１項の履行の追完がなされないとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第15条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第２条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二　引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三　受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八　第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十　第20条の２第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　第14条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第17条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第18条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第５条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が３分の２以上減少したとき。

二　第６条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の２分の１を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条　第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一　履行期間内に業務を完了することができないとき。

二　成果物に契約不適合があるとき。

三　第14条又は第15条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受

注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第21条　発注者の責めに帰すべき理由により第10条第２項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第22条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第９条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の

根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　第１項において受注者が負うべき責任は、第９条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第23条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第24条　受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（適用法令）

第25条　この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、こ

の契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第26条　この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第27条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙３

共同企業体としての競争参加者の資格について

入札説明書４(2)に示す、本件業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等については、次のとおりとする。

１　申請の時期

入札説明書７(1)①のとおり

２　共同企業体としての資格申請の方法

(1)　申請書　　〔別紙１〕による。

(2)　申請書の提出方法

申請者は、申請書に本件業務に係る共同企業体協定書（〔別紙２〕による。３(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付して提出すること。

①　提出期間　　入札説明書７(1)①イに同じ。

②　提出場所　　入札説明書７(1)①ロｂに同じ

③　提出方法　　入札説明書７(1)①ハｂに同じ

３　共同企業体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

(1)　組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

②　入札説明書４(1)②の認定を受けていること。

(2)　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、共同企業体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、共同企業体協定書において明らかであること。

(3)　代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同企業体協定書において明らかであること。

(4)　共同企業体の協定書

共同企業体の協定書が、〔別紙２〕に示された「共同企業体協定書」によるものであること。

4　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

３(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も１及び２により申請をすることができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されるためには、３(1)②の認定を受けていない構成員が３(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、３(1)②の認定を受けていない構成員が、本件業務に係る開札の時までに３(1)②の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

5　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

6　資格の有効期間

５の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から本件業務が完了する日までとする。ただし、本件業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、本件業務に係る契約が締結される日までとする。

7　その他

共同企業体の名称は「(代表者の企業名の一部)・(構成員の企業名の一部)共同企業体」とする。

以　上

〔別紙１〕

共同企業体としての競争参加資格審査申請書（兼受付確認票）

貴支社で行われる「令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務」に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

設計共同名称				共同企業体	
（カタカナ）					
共同企業体の事務所所在地	（Tel）		（Fax）		
共同企業体の構成員					
①		業種		登録番号	
②		業種		登録番号	

年　　月　　日

（代表者）　住　　所
商号又は名称
代表者職･氏名　　㊞
担当者氏名
所属部課名
Ｔｅｌ／Ｆａｘ

（構成員）　住　　所
商号又は名称
代表者職･氏名　　㊞

独立行政法人都市再生機構西日本支社長　　殿

機構受付印

受　付　確　認　票

（共同企業体名称）

共同企業体　　殿

（業務名称）

の共同企業体としての競争参加資格審査申請書等については、本日受付しました。

〔別紙２〕

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一　「令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務」（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「本件業務」という。）

二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、【代表者・構成員名】△△・□□共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、　　年　　月　　日に成立し、本件業務の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

２　本件業務を請け負うことができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、本件業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

一　○○県○○市○○町○○番地　　△△株式会社

二　○○県○○市○○町○○番地　　□□株式会社

（代表者の名称）

第６条　当共同体は、△△株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、本件業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、本件業務の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の本件業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

一　（分担業務の項目を記載する。）　　△△株式会社

二　（分担業務の項目を記載する。）　　□□株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）
第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務の履行に当たるものとする。
（構成員の責任）
第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。
（取引金融機関）
第11条　当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。
（構成員の必要経費の分配）
第12条　構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。
（共通費用の分担）
第13条　本件業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において。各構成員の分担額を決定するものとする。
（構成員の相互間の責任の分担）
第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
３　前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。
（権利義務の譲渡の制限）
第15条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（業務途中における構成員の脱退）
第16条　構成員は、当共同体が本件業務を完了する日までは脱退することができない。
（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）
第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。
２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。
（解散後の契約不適合に対する構成員の責任）
第18条　当共同体が解散した後においても、本件業務につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
（協定書に定めのない事項）
第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他〇社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

（代表者）　住　　所
商号又は名称
代表者職･氏名　　㊞

（構成員）　住　　所
商号又は名称
代表者職･氏名　　㊞

（別添様式）
【〔別紙１〕申請時に提出】

委　任　状

私は、当共同企業体の代表者に下記の権限を委任します。

記

１　当共同企業体の名称
　△△・□□共同企業体
２　業務名
　令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務
３　委任事項
　上記２の業務に係る
(1)　入札及び見積に関する件
(2)　契約の締結に関する件
(3)　契約代金の請求及び受領に関する件
(4)　本委任に係る復代理人の選任に関する件
(5)　契約の保証に関する件
(6)　その他契約に関する一切の件
４　委任期間
　当共同企業体の協定存続期間中

令和　　年　　月　　日

委任者（共同体構成員）住　　所
商 号（名 称）
代表者職・氏名　　㊞

受任者（共同体代表者）住　　所
商 号（名 称）
代表者職・氏名　　㊞

独立行政法人都市再生機構西日本支社長　　殿

（別添様式）
【契約締結時に提出】

共同企業体協定書第８条に基づく協定書

「令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務」については、共同企業体協定書第８条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

一　（分担業務の項目を記載する。）　　△△株式会社　○○円
二　（分担業務の項目を記載する。）　　□□株式会社　○○円

△△株式会社他○社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

△△・□□共同企業体
（代表者）　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者職・氏名　　㊞
（構成員）　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者職・氏名　　㊞

別紙４

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　高原　功　殿

注１　競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
２　本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
３　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和　　年　　月　　日　← 提出日

住　　所　　○○○○○○○○○
商号又は名称　　○○○○株式会社
代　表　者　　代表取締役　○○　○○　印

実印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　高原　功　殿

使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名

注１　競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
２　本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
３　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

別紙５

委　　任　　状

私は＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積りに関する一切の件

代 理 人 使用印鑑	印

令和　　年　　月　　日

（委任者）
住　　所
会 社 名
代 表 者　　印

（受任者）
住　　所
会 社 名
所 属 部 署
氏　　名　　印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　高原　功　　殿

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※２　連絡先（電話番号）１：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　連絡先（電話番号）２：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事務所等の「代表電話」「代表電話＋内線」「直通番号」等を記載。
　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。
※委任状には、委任者の印鑑証明（発行日から３か月以内のもの。）を添付すること。
※復代理委任、年間委任をする場合は、当機構ＨＰ（https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html）を参照のこと。

記載例

委　　任　　状

私は＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積りに関する一切の件

代 理 人 使用印鑑	印

令和　　年　　月　　日

実印

（委任者）
住　　所
会 社 名
代 表 者　　印
（受任者）
住　　所
会 社 名
所 属 部 署
氏　　名　　印

代理人使用印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　高原　功　　殿

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※２　連絡先（電話番号）１：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　連絡先（電話番号）２：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事務所等の「代表電話」「代表電話＋内線」「直通番号」等を記載。
　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。
※委任状には、委任者の印鑑証明（発行日から３か月以内のもの。）を添付すること。
※復代理委任、年間委任をする場合は、当機構ＨＰ（https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html）を参照のこと。

別紙６

入　　札　　書

金　　円也

ただし、令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務

入札及び見積心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
氏　　名　　印　※１

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　　高原　功　　殿

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
※２　連絡先（電話番号）１　：
　　連絡先（電話番号）２　：

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

記載例

入　　札　　書

金　　円也

ただし、令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務

入札及び見積心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日　← 提出日

住　　所　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏　　名　　代表取締役　〇〇　〇〇　　印　※１

← 代表者本人の氏名

← 実印又は使用印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　　高原　功　　殿

← 掲示等又は競争入札執行通知書に記載のある組織・役職及び氏名

押印する場合は空欄 →

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※２　連絡先（電話番号）１　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　連絡先（電話番号）２　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

封筒記載例

表

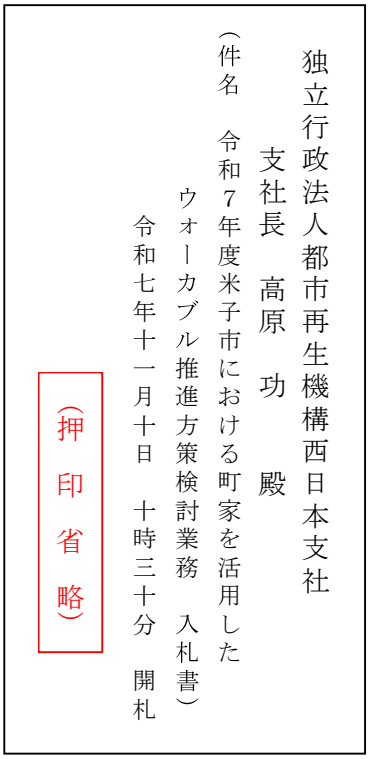

裏

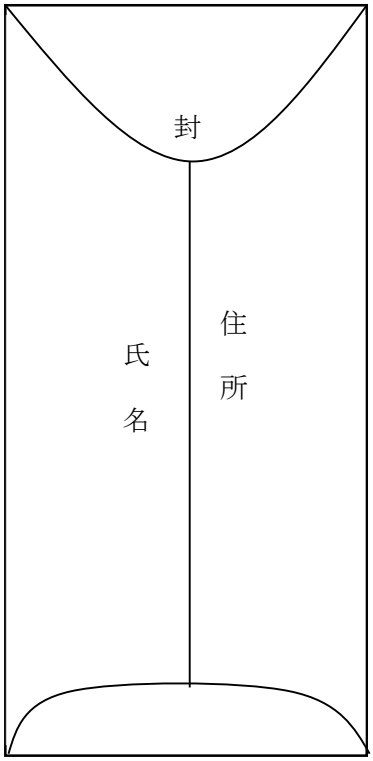

※　掲示等又は競争入札当執行通知書に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。

※　押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

※　郵送にあたっては中封筒とする。

別記様式１

（用紙Ａ４）

競争参加資格確認申請書

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　　高原　功　　殿

登録番号※1							

（提出者※2）住　　所
商号又は名称
代表者氏名

（連絡先）支店等・部署
担当者名
電話番号
ＦＡＸ番号

令和７年９月12日付けで掲示のありました「令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務」に係る競争参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

※1　入札説明書４(1)②の業者登録番号を記載のうえ、提出日時点の登録状況について、該当箇所の□にチェックのうえ記入すること。

登録又は申請状況	令和７・８年度	□登録済 □業種・地区の追加申請中（本店所在府県及び申請日:　　） □今回申請（受付日:　　）

※2　共同企業体の場合の表示は次のとおりとすること。
●●共同企業体
代表者　●●株式会社　代表取締役　●●　●●
構成員　●●株式会社　代表取締役　●●　●●

注　申請書及び資料として別記様式１から別記様式８まで及び別途指定する確認資料等を提出してください。
なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください。

別記様式２

企業の平成 27 年度以降に完了した業務の実績

提出者名：

業務分類※1	同 種 ・ 類 似
受注形態※2	単 独 ・ 共同体 ・ 再委託
業務名称	
契約金額※3	
履行期間	
発注機関 （発注主）※4 住所 TEL	
業務の概要 ※5	
業務の特徴 ※5	

※1　入札説明書４(1)⑤に示す「同種」「類似」業務のいずれであるかを記載すること。
※2　「単独」、「共同体」（共同企業体の場合）、「再委託」のいずれかを記載すること。
※3　受注形態が共同企業体の場合、当該企業の分担金額を記載すること。
※4　※2 が「再委託」の場合、契約相手方と併せて（）書きにて発注主（大元の発注者）を記載すること。
※5　具体的に記載すること。

注１　記載する業務の実績の件数は２件までとし、１件につきＡ４判１枚以内に記載する。
注２　記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。
注３　別記様式５に記載した技術者の業務の実績を重複して記載できる。

別記様式３

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

提出者名：

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○　プラチナえるぼしの認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定･届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○　「プラチナくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月 31 日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月 31 日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（平成 29 年３月 31 日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以降に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○　「ユースエール認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

注１　１～３の全項目について、「該当」「該当しない」のどちらかに〇を付けること。
注２　それぞれ、該当することが確認できる書類（認定通知書、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）（各写し））を添付すること。

注３　「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、各項目中「認定を取得」、「策定・届出をしている」とあるのは、それぞれ「認定に相当」、「策定している状態に相当している」と読み替え、該当することが確認できる書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書（写し））を添付すること。

注４　共同企業体の場合、各構成員毎に提出すること。なお、「提出者名」箇所に、共同企業体名称と（）書きで企業名を表示すること。構成員全員のうち最も低い者の技術点を採用する。

別記様式４

配置予定の業務責任者の保有資格等

提出者名：

１　業務責任者

<table>
<tr><td colspan="6">氏名：</td></tr>
<tr><td colspan="6">所属・役職：
（入社年月日：　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">保有資格等</td><td rowspan="6">資格
※1</td><td>資格等名称・部門・分野等</td><td>登録等番号</td><td>取得年月</td><td>実務経験</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>経歴</td><td colspan="3">技術士法の技術部門（建設部門（都市及び地方計画））に技術職として従事し、当該実務経験が 25 年以上※2</td><td>年</td></tr>
</table>

※1　資格を証する書類の写しを添付すること。
※2　経歴書（任意の様式）を添付すること。

注１　雇用関係を証明する資料を添付すること（健康保険証等の場合、被保険者等記号・番号等にはマスキングを施すこと。）。
注２　共同企業体の場合、「提出者名」箇所に、共同企業体名称と合せ（）書きで当該技術者が所属する企業名を表示すること。

別記様式５

業務責任者の平成 27 年度以降に完了した業務の実績

提出者名：

業務分類※1	同 種 ・ 類 似
受注形態※2	単 独 ・ 共同体 ・ 再委託
業務名称	
契約金額※3	
履行期間	
発注機関 （発注主）※4 住所 TEL	
業務の概要 ※5	
業務の特徴 ※5	
当該技術者の 担当業務の 内容	

※1　入札説明書４(1)⑥に示す「同種」「類似」業務のいずれであるかを記載すること。
※2　「単独」、「共同体」（共同企業体の場合）、「再委託」のいずれかを記載すること。
※3　受注形態が共同企業体の場合、当該企業の分担金額を記載すること。
※4　※2 が「再委託」の場合、契約相手方と併せて（）書きにて発注主（大元の発注者）を記載すること。
※5　具体的に記載すること。

注１　記載する業務の実績の件数は２件までとし、１件につきＡ４判１枚以内に記載する。
注２　記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。
注３　別記様式２に記載した企業の業務の実績を重複して記載できる。

別記様式６

実施方針

提出者名：

・本件業務の実施方針	・本件業務の実施フロー

・本件業務の工程計画※1

業務区分※2	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

※1　①具体的な動員数（概数（人・日(換算人員)））及び②工程計画を、業務区分毎に明記すること。なお、様式については、上記を参考に提案者の判断により作成可とする。

※2　仕様書に基づき、具体的な作業内容又は検討項目を記載すること。なお、一部を再委託する場合については、当該部分はカッコ書き等により明記すること。

注１　本件業務に関する実施方針･実施フロー･工程計画その他事項の記載にあたっては、Ａ４判１枚以内に、文字サイズ10 ポイント以上で、簡潔に記載すること。

注２　提案者及び協力を求める学識経験者等が特定できる記述は行わないこと。

別記様式７

業務実施体制

提出者名：

１　業務実施体制（１）

職階	氏　名	所属・役職	担当する分担業務の内容
業務責任者			
担当者	配置予定人数　　人		

担当者（予定）			
氏　名	所属・役職	資格・経験年数等	担当する分担業務の内容

注１　氏名にはふりがなをふること。

注２　共同企業体により業務を実施する場合、所属・役職欄に共同企業体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を明記すること。

２　業務実施体制（２）

分担業務の内容	再委託先・業務協力先及びその理由（業務特徴等）

注　他の企業等に業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ、記載する（これらを行わない場合は記載する必要はない。）

別記様式８

評価テーマに対する技術提案

提出者名：

評価テーマ： 地方都市の商店街エリアにおける町家の活用の検討を進める上で、留意すべき視点について

注１　本件業務の内容に沿った技術提案を、曖昧な表現を避け具体的かつ明確に記載すること。

記載にあっては、（下記添付図表等を除いて）Ａ４判１枚以内に、文字サイズ 10 ポイント以上で記載すること。

作成は、文章での表現を原則とし、簡潔に記述すること。なお、視覚的表現については、文章を補完するため必要最小限の範囲においてのみ認め、本様式に添付してＡ４判１枚以内において、概念図、出典の明示できる図表、既往成果等を用いることは支障ないが、本件のために特に作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない。

注２　提案者及び協力を求める学識経験者等が特定できる記述は行わないこと。

令和７年度米子市における町家を活用したウォーカブル推進方策検討業務
【再公募】

仕　様　書

1　業務目的

地方都市においては、地方公共団体による持続的な都市経営を可能とするため、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する必要がある。その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域のまちづくり組織等とのパートナーシップの下、観光・産業・雇用・子育て・福祉・環境といった地域の実情、立地適正化計画等との整合性､等を踏まえ､広域的な視点からまちづくりを推進することが重要である。

発注者は、鳥取県米子市との「米子市まちづくりの推進に関する基本協定書」に基づき、同市が目指すまちづくりの実現に向け、歩いて楽しいまちづくり、ＪＲ米子駅周辺のまちづくりに関する事業、及び、立地適正化計画の実現に向けた事業、等に取り組むこととしている。本取組にあたり、市が公表した「第２次米子市まちづくりビジョン」における「町家の保存・活用の推進」により、ＪＲ米子駅周辺の商店街エリアに着目したウォーカブル推進方策の検討を、同市及び地域のまちづくり組織等と共に進めてきたところである。

本業務は、エリアの位置づけやコンセプトを整理したうえ、地域のまちづくり組織が活用することを前提に、地域資源である商店街エリアの町家の具体的な保存・活用方策を検討し、滞在快適性が高い商店街エリアを創出し歩いて楽しいまちづくり実現に資する支援をおこなうことを目的とする。

2　履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月６日(金)まで

3　業務範囲

別紙１のとおり

4　業務の内容

業務実施にあたっては、既存調査の検討成果を基礎とし、次の業務を実施する。

(1)　米子市中心市街地における商店街エリアのコンセプト等の検討

①　既存調査の確認、及び前提条件・課題等の整理

②　歩いて楽しいまちづくりに資する位置づけの整理

米子市が目指す歩いて楽しいまちづくりの実現に向けた、米子市中心市街地における商店街エリアの位置づけを整理する。

③　商店街エリアのコンセプト検討

商店街エリアに存する複数の町家を歩いて楽しいまちづくり推進に活用することを念頭に置き、商店街エリアのまちづくりコンセプトを検討する。

④　商店街エリア内の町家を活用した拠点設定の検討

商店街エリア内の町家の立地、固有の歴史、特色、利用状態等を分析した上で、町家を活用した拠点の設定を③のコンセプトに基づき検討する。

(2)　町家を活用した事業モデルの検討

①　既存調査の確認、及び前提条件・課題等の整理

②　事業コンセプトと機能配置

(1)の検討を踏まえ、商店街エリア内の町家（１物件［木造・築 60 年以上・床面積 200 ㎡程度）をモデルとして、事業コンセプトと機能配置を検討する。

検討の要件は以下の通りとする。

（事業コンセプト）

・歩いて楽しいまちづくりと関連があること

・人の滞留を促す拠点となること

・若い層のまちなかの居場所となること

・商店街が次世代において価値のある資源となること

（機能配置）

・事業コンセプトに沿った機能とすること

・必須の機能の要素「交流する場所」、「滞留する場所」、「若い層のまちなかの居場所」

・概ねのゾーニング、面積、平面イメージとして整理すること

③　町家活用事業案検討

(1)及び(2)②の検討を踏まえ、法令、イニシャルコスト、ランニングコスト、資金調達等を総合的に勘案し、町家の持つ経年的な価値を損なわないことを前提として、効果的・効率的な改修方策を考慮し町家活用事業案を検討する。

・計画平面イメージ図

・簡易なイメージスケッチ

・改修方策案

・資金計画案（収入項目：自己資金、補助金等／支出項目：取得費、工事費、経費等）

・事業収支案（収入項目：テナント賃料、自主事業収入、定額会費等／支出項目：維持管理費、人件費、公租公課、光熱水費、修繕積立金等）

④　町家活用における留意点検討

③で検討する町家活用事業案を踏まえて、商店街エリア内の他の町家活用にも応用できるように、一般的な留意点、モデルとする町家固有の留意点に分けて取りまとめる。

⑤　商店街エリアの町家活用における地域主体との連携策検討

商店街エリアに存する町家の将来的な活用に向け、地域主体との連携方策案を検討する。

連携する地域主体は、商店街組合、既存のまちづくり会社、町家活用事業者等を想定し、これらと米子市の連携により、(1) ②のコンセプトに沿った商店街エリアが実現し、歩いて楽しいまちづくりが推進される連携方策として検討する。

(3)　協議用資料の作成

発注者が主に米子市等と実施する協議用資料を(1)(2)の検討資料を使って作成し、説明等を補助する。資料作成及び説明の補助は３回程度を想定する。

5　成果品

成果品の規格、仕様等については、監督員と協議するものとする。また、報告書の作成においては発注者の検討及び提供資料等も含めたものとする。

(1)　報告書　　２部

(2)　(1)の原稿データ（ＤＶＤ－Ｒ等）　　１部

(3)　打合せ議事録　　一式

6　業務量

本業務に必要となる業務量（人・日）については、別紙２を参考とする。

7　その他

(1)　発注者は、本業務の履行に必要な図書を貸与する。引渡場所は、発注者の事務所とする。なお、不要となった貸与品については、速やかに返却すること。

(2)　成果品等に誤謬が発見された場合は、本業務の成果品の引き渡し後といえども、受注者の責任において補正するものとする。

(3)　法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。

(4)　本業務に係る入札説明書及び技術提案書の内容を遵守すること。

(5)　本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるほか発注者の担当者と十分協議・調整を図り実施すること。また、発注者の担当者の指示に従い業務を進めること。

(6)　本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じたときは、その都度発注者の担当者と協議すること。

(7)　本業務における業務内容及び本業務において知りえた情報等は第三者に漏らしてはならない。

(8)　再委託は原則認めない。ただし、再委託承認申請書が提出され、発注者が業務に支障がないと判断される場合は、承諾書を交付し認めることとする。

①　再委託を認める場合

業務の重要性により、イ 主体的部分の業務、ロ 軽微な業務及びハ その他の業務、の３つに分類し、次の通り取り扱う。

イ　主体的部分の業務の再委託は認めない。

ロ　軽微な業務は再委託承認申請書での確認を要しない。

ハ　その他の業務は提出された再委託承認申請書を審査し、業務に支障が無いと判断した場合に承認する。

②　業務の重要性の定義は次による。

イ　主体的部分の業務

業務の総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務手法の比較検討及び決定、説明資料・報告書の作成方針の決定及び成果物の照査をいう。

ロ　軽微な業務

ワープロ、コピー、印刷、製本資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力及び単純な計算処理などの業務をいう。

ハ　その他の業務

イ又はロのいずれにも当たらない業務をいう。

(9)　本業務により作成された図面図版等の一切についての著作権が生じるときは、その権利をすべて発注者に帰属するものとする。

(10)　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①　業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

②　①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにそ

の内容を記載した文書により発注者に報告すること。

③　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以　上

別紙１

業務範囲（赤点線で示す区域）

© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

別紙２

調査・検討業務等の業務量〔都市再生事業及び団地再生事業（計画業務）〕

業務項目	業務量 （人・日）	備考
(1)　米子市中心市街地における商店街エリアのコンセプト等の検討	19.9	
(2)　町家を活用した事業モデルの検討	40.3	
(3)　協議用資料の作成	5.6	

注意：想定業務量（人・日）は、仕様書に示した内容に対し、上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当、または、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当できる職階相当で換算した業務量を記載している。

参考資料

調査・検討業務等の積算基準について
〔都市再生事業及び団地再生事業（計画業務)〕

1　委託費用の算定

委託費用　＝　委託価格　＋　消費税相当額
　委託価格　＝　直接人件費　＋　直接経費　＋　諸経費
　消費税相当額　＝　委託価格　×　消費税額

2　直接人件費の算定根拠
仕様書別紙２に記載の業務量（人・日）に基づき、直接人件費を計上すること。

3　経費の積算について
（１）　直接経費
業務上必要な事務用品費、旅費交通費、その他直接経費の実費を計上すること。

（２）　諸経費の積算
諸経費　＝　直接人件費　×　諸経費率（１１０／１００）

以　上